

随意契約理由書

【件名】 中央監視制御設備更新工事

本件は中央ポンプ場の受電設備及びポンプ設備の更新に伴う現地計装盤と中野管理本館の集中監視設備の更新を行うものである。

本件の対象である機器及びソフトウェアは、製造者独自の基準により設計・製造されたものであり、当該機器等の更新を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要であり、また中央ポンプ場計装盤は平成元年度に富士電機株式会社（現在、公共部門はメタウォーター㈱）、中野管理本館の集中監視設備は令和2年度にメタウォーター㈱により設置したものであることから、本更新が可能な者は、それらの設備を設計・製造したメタウォーター㈱1社のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び大阪広域水道企業団契約規程第11条（同運用5 第11条関係（随意契約の限度額）第1項第2号ア）により随意契約をするものである。

比較見積りの省略理由

上記随意契約理由より、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用7 第13条関係第1項第1号）により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 中野管理本館ほか 監視制御設備等修繕工事

本件は、本年度5月に行った計装設備精密点検時に故障が判明した逢阪配水池のシステム電源ユニットの修繕と、経年劣化している中野管理本館の監視制御設備の電源モジュール、岡部ポンプ場及び岡山低区配水池の遠方監視制御設備の電源モジュール、岡山低区配水池ほか6機場の汎用UPSのバッテリー及び冷却ファンの交換を行うものである。本件の対象である機器は、製造者独自の基準により設計・製造されたものであり、当該機器等の修繕や交換を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このことから、本修繕工事が可能な者は、それらの設備を設計・製造・設置したメタウォーター(株)1社のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により随意契約をするものである。

比較見積りの省略理由

上記随意契約理由より、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用7第13条関係第1項第1号）により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 検定満期量水器取替工事その2（単価契約）

本件は、計量法施行令第18条の規定に基づき四條畷水道センター管内の検定満期量水器取替工事であり、住宅や店舗など水道使用者の敷地内に立ち入り、量水器の取替及び排泥作業を行うものである。

については、量水器の取替後に漏水等が発生した場合に速やかに修繕に赴くなど、あらゆる事態に対応できる体制が必要である。また、量水器の取替予定件数が多く管内全体に点在し、指定期間内に取替を実施するためには、単独の事業者では困難であり、管内の地理等を熟知し、かつ、技術的経験もしくは同工事の施工実績を有していることが必要不可欠である。

以上の理由により、管内に事業所を置いている複数の業者で構成されている四條畷市プラマー事業協同組合が唯一その要件を満たしており、確実な工事の達成を見込むことができる事業者である。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により四條畷市プラマー事業協同組合と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。